

## 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

### ➤ 事業の概要

- ・留守家庭の児童に対し、放課後等に適切な遊び、生活の場を与え、その健全育成を図ることを目的とした事業
- ・子ども・子育て支援新制度により H27 年度より地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、放課後児童クラブの質の確保のため、設備及び運営についての基準が新設
- ・国は放課後子ども総合プランに基づき、放課後子供教室（全児童の放課後の居場所づくり等のための事業）との一体型実施を推進

### ➤ 主な基準（H27～）

- ・児童 1 人につきおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上の専用区画面積の確保
- ・支援の単位（おおむね 40 人以下）ごとに 2 人以上の放課後児童支援員の配置

### ➤ 札幌市の現状

	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度	
	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数
児童クラブ	187	12,327	197	14,135	200	15,652	201	16,796
民間児童育成会	46	1,409	45	1,296	47	1,339	48	1,363
届出事業所			3	118	3	134	4	142
合計	233	13,736	245	15,549	250	17,125	253	18,301

- ・児童会館及びミニ児童会館において児童クラブを実施
- ・特認校や統廃合予定校を除く全ての小学校区に公的な放課後の居場所を整備済
- ・民間児童育成会への運営費助成の実施
- ・児童クラブの登録児童数は年々増加
- ・「地域子ども・子育て支援事業」の需給計画（H27～H31）上、行政区単位では必要量を確保できる見込みだが、一部のクラブは過密化

※放課後子ども総合プラン…すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施すること等について、計画的な整備等を進めることを目的として、厚労省と文科省が共同して策定した計画。

※専用区画面積…遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画

※支援の単位…国が示す集団の適正規模（おおむね 40 人以下）

※放課後児童支援員…保育士や教員免許等の資格要件を満たし、認定研修を修了したもの